

月次総会議事録

令和5年（第1回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年1月24日（火）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		
農林水産課			
農政係	係長 畑中 慎介	事務員	若林 侑未
振興係	主査 鎌尾 啓貴	書記	安富 優太

現地調査（西地区）

1月18日（水） 午前9時00分から

藤本副会長、三原総務委員長代理、原委員、東田委員 事務局2名

現地調査（東地区）

1月18日（水） 午後1時30分から

藤本副会長、三原総務委員長代理、坂田委員、前田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第1回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、9番 井郷 豊嗣委員、10番 三原 猛委員、両名よろしくお願いいいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第1号を議題といたします。
議案第1号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

- 1 加古川町友沢 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。
- 2 加古川町友沢 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。使用貸借権設定。
- 3 平荘町小畑 []、[] 平米、外1筆、計 [] 平米。[] さんから、[] さんへ。
- 4 平荘町小畑 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

議案書2ページ及び審議参考資料2ページをご覧ください。

5 西神吉町大国 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

6 志方町志方町 []、 [] 平米、外1筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

7 志方町横大路 []、 [] 平米、外2筆、計 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

なお、いずれの案件について申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第1号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第1号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第1号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号の9件については、令和4年12月6日から令和5年1月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

議案の説明の前に、議案書の修正をお願いします。1番の案件の備考欄に、始末書添付と追記をお願いします。

では議案をご説明いたします。この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町神吉[]、[]平米のうち[]平米。[]さん。一部転用、建築許可申請併願、始末書添付。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号16番 原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年1月18日、調査者は、藤本副会長、三原総務委員長代理、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第3号の1番。申請の土地の位置は神吉の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が分筆田、南が分筆田、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第3号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第3号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

議案の説明の前に、議案書の修正をお願いします。議案名について、「農地法第5条による」となっていますが、「農地法第5条の規定による」と修正をお願いします。

では議案をご説明いたします。この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町中野 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。露天駐車場用地。

2 平荘町池尻 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地。上申書添付。

3 上荘町国包 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。通路。始末書添付。

4 西神吉町岸 []、 [] 平米。 [] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場用地。

なお、2番の案件については、隣接農地の所有者2名からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

また、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号12番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年1月18日、調査者は、藤本副会長、三原総務委員長代理、坂田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第4号の1番。申請の土地の位置は中野の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、岡本委員でした。

次に、議案第4号の3番。申請の土地の位置は国包の西、現況は休耕田及び道路。申請地の周囲は、東が畑、西が分筆田、南が道路、北が宅地となっ

ており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、馬田委員、八代醍推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番並びに4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年1月18日、調査者は、藤本副会長、三原総務委員長代理、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第4号の2番。申請の土地の位置は池尻の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が水路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

次に、議案第4号の4番。申請の土地の位置は岸の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が水路・道路、雑種地、南が道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、佐伯委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。議案第4号の2番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、上申書が提出されている件について、1月18日水曜日、藤本副会長、三原総務委員長代理と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

本件では隣接農地の所有者2名からの同意書がなかったため聞き取り調査への出席依頼をしましたが、2名とも出席されませんでした。そのうち1名については、同居の息子さんから事務局へ電話連絡があり、仕事の都合で出席できないこと、畦畔の草刈をしていただければ同意をしてもよいと話されたそうですが、もう1名については直接意見を聞くことはできませんでした。

事業者側は、株式会社 [] の社員、 [] さん、 [] さん、 [] さんと、申請代理人の石井行政書士から聞き取り調査を行いました。隣接農地所有者の2名のうち、もう1名から同意がなかったことについては、自宅から離れた場所で生活されることが多く、代理人が訪問した時に一度だけ会うことができたとのことでした。その時は、太陽光発電について非常に問題がある事業なので賛同できないと言われたそうです。ご自身の農地は休耕状態にあるので、営農上の支障はないと話されていたようですが、申請地

所有者に対しては申し訳ないけれど太陽光発電事業についての思いから、同意をいただけなかったそうです。今までの太陽光事業でもそうでしたが、周辺農地への影響がないよう、境界からフェンスまでとフェンスから太陽光設備までの距離を離して設置する計画をされています。また、除草作業も定期的を実施するよう計画されており、設置後も周辺農地への影響が生じた場合には誠意をもって対応するとのことでした。

防草シートの設置も検討すること、境界付近の草刈りには特に注意し、近隣住民から連絡を受けてからではなく、積極的に管理を行うことなどをお願いし、聞き取り調査を終了しました。

聞き取り調査の結果、周辺の農業への支障はないものと思われまます。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第4号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第4号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第4号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号の3件については、令和4年12月6日から令和5年1月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第6号を議題といたします。

議案第6号の5件については、令和4年12月6日から令和5年1月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第7号を議題といたします。

議案第7号について、事務局の議案朗読及び説明を願ひます。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料5ページをご覧願ひます。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転

用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第7号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 平荘町小畑■■■■、■■■■平米。■■■■さん。農業用倉庫。事実確認のため。

なお、この案件については、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号16番 原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年1月18日、調査者は、藤本副会長、三原総務委員長代理、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第7号の1番。申請の土地の位置は小畑の中、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第7号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第7号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第7号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第8号を議題といたします。
議案第8号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書12ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第8号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町中津■■■■、■■■平米 外1筆、計■■■平米。株式会社■■■■、昭和45年。

2 平荘町里■■■■、■■■平米。■■■■さん、昭和41年。

なお、いずれの案件についても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

坂田委員 議席番号4番 坂田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年1月18日、調査者は、藤本副会長、三原総務委員長代理、前田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第8号の1番。申請の土地の位置は中津の西。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は高瀬推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年1月18日、調査者は、藤本副会長、三原総務委員長代理、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第8号の2番。申請の土地の位置は里の南。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は都倉委員、岸本推進委員、来田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第8号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 異議なしの声がありました。議案第8号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第8号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号を議題といたします。
議案第9号の4件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第10号を議題といたします。
議案第10号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページをご覧ください。
この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。
それでは議案を朗読いたします。
議案第10号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

- 1 野口町北野 []、 [] 平米、外1筆、計 [] 平米。 [] さん。
- 2 野口町北野 []、 [] 平米。 [] さん。
- 3 平岡町新在家 []、 [] 平米、外5筆、計 [] 平米。 [] さん。
- 4 平岡町新在家 []、 [] 平米、外1筆、計 [] 平米。 [] さん。

いずれの案件につきましても、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第10号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第10号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第10号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第11号を議題といたします。

議案第11号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の若林と申します。この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。議案第11号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書17ページ、審議参考資料7～11ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数8戸。農地の中間的受け皿となる戸数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する戸数23戸。筆数42筆、面積54,469平米です。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書20ページ以降の各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。

ここで、議案第11号のうち各筆明細17番から24番については、丸山良作委員、原靖委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員、原委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、丸山委員、原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員、原 靖 委員 退席)

議長 それでは、議案第11号のうち各筆明細17番から24番について、諮問原課である農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書21ページの各筆明細17番から21番の案件につきましては、貸す者 ■■■■■さん、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 農事組合法人 ■■■■■です。また、22番から24番の案件につきましては、貸す者 ■■■■■さん、借りる者 農事組合法人 ■■■■■です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料8～9ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第11号のうち各筆明細17番から24番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第11号のうち各筆明細17番から24番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第11号のうち各筆明細17番から24番について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、丸山 良作委員、原 靖委員に着席願います。

(丸山 良作 委員、原 靖 委員 着席)

議長 つきまして、議案第11号のうち、各筆明細17番から24番を除く、1番から42番について、諮問原課である農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書20ページの各筆明細1番から16番の案件につきましては、貸す者8人、借りる者4人です。また議案書21ページから22ページの各筆明細の25番から42番の案件につきましては、貸す者13人、借りる者3人です。なお1～16番、22～27番、34、35番及び37～41番に

については、令和5年3月31日に現在の利用権設定が終期を迎えるものの再設定です。

以上、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料7～11ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第11号のうち、各筆明細17番から24番を除く、1番から42番について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。先ほど事務局よりご説明がありましたとおり、今回は42件の利用権が新規並びに再設定されようとするわけです。これは個人にかかるものですから事務局に回答は求めませんが、議案書20ページの1番から3番は、■■■さんが利用権の設定を受けるということです。■■■さんは加古川市で新たに農業を始めるといことでこちらに越してこられて数年経つわけで、実績も重ねられつつあるわけですが、この42件のうち、2番と3番のみが有料、賃料が発生しています。個人と個人の話し合いの中で設定された賃料だと思うわけですが、他の案件が無償で利用権が設定される中で、どこかで話ができるようなら、何とか無償でできるような話をしていただければいいのかなという意見です。意見なので回答は求めません。以上です。

議長 他にご意見はございませんか。

意見なし

議長 他にご意見はないようですので、議案第11号のうち、各筆明細17番から24番を除く、1番から42番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第11号のうち、各筆明細17番から24番を除く、1番から42番について、原案のとおり決定いたします。

議長 ここで再度、事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。農林水産課振興係着席。)

議長 次に、追加議案書の議案第12号を議題といたします。

議案第12号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼致します。農林水産課振興係の安富と申します。議案第12号の加古川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求めることについて、ご説明申し上げます。追加議案をご覧ください。また、審議参考資料については、12ページから14ページを参照ください。

1 農業振興地域整備計画の変更理由につきまして、ご説明いたします。加古川市農業振興地域整備計画は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することを目的として昭和48年に策定されました。平成30年度には、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果を反映して、加古川市農業振興地域整備計画の見直しを実施したところでありますが、今年度につきましては経済事情の変動やその他の情勢の推移により、やむを得なく変更の必要が生じたため、変更を行うものであります。

2 変更点につきましては、加古川市農業振興地域整備計画の中の農用地利用計画を変更いたしました。農用地区域から4筆分の農地を除外しております。

3 農用地区域の現況でございます。加古川市の農用地区域の現況についてですが、加古川市においては整備計画を策定するにあたり、4,308haを農業振興地域として指定しております。下記の表はそのうちの農用地区域を表にしたものでございます。既定の様式に基づいて単位は小数第1位までのha表記としておりますが、実際の面積管理は平米で行っております。変更前の面積は、田1,545.7ha。畑75.3ha。樹園地13.8ha。採草放牧地20ha。混牧林地0ha。農業用施設用地15.0haであり、農用地等の合計面積は1,669.8haでございます。今回の計画変更後の面積につきましては、田が合計で0.1haの減少、平米で言いますと、後の資料にも出てきますが1,113.44平米の減少で、農用地等の面積は1,669.7haとなります。

3ページをご覧ください。4 農用地区域の変更理由別面積試算表でございます。こちらの表につきまして、今年度は農用地への編入はございませんので、表の左側は空白となっております。また、除外につきましては、農用地区域から除外する土地の面積を記載しております。「その他建物・施設用地」として農用地区域から除外しています。単位につきましては、haとしているため、志方町畑地区、野尻地区では四捨五入の都合上、除外の面積を0.0と表記しています。実際には平米単位の数値を積み上げて、合計値が0.1haを超えた場合に反映致しております。

続きまして、5 農用地区域から除外する土地の一覧表でございます。変更土地の所在、地番、地目、変更面積、除外の目的を読み上げることで、説

明にかえさせていただきます。各土地の位置図を、別添の審議参考資料に用意しております。審議参考資料12ページから14ページを参考に、ご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、農用区域から除外する土地の一覧表を読み上げていきます。J-1、志方町廣尾■■■■■■の一部、■■■■■■の一部、田、■■■■■■平米の内■■■■■■平米、露天資材置場用地です。K-1、志方町畑■■■■■■の一部、田、■■■■■■平米の内■■■■■■平米、携帯無線基地局です。K-2、志方町野尻■■■■■■の一部、田、■■■■■■平米の内■■■■■■平米、携帯無線基地局です。以上、合計3件4筆、1,113.44平米の除外でございます。

なお、本議案については、同様の内容を令和4年8月23日に開催した令和4年度加古川市農業地域振興協議会にて審議いただき、その後、兵庫県東播磨県民局への、農用地利用計画変更案に係る事前相談を終えたため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農業委員会の意見をお聴きさせていただくものです。

以上で議案第12号のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第12号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。今回の農業振興地域整備計画の見直しについては、一般管理ということで、緊急を要するものについて3件除外されるということで、これについて異議はございません。

去年の8月に開催されました協議会においても申し上げたわけですが、八幡町において東播磨道がかなり整備が進んでおります。八幡町における道路敷地が農振農用地になっておるわけございまして、令和5年4月から農業経営基盤強化促進法が改正されて、集落ごとに農地の10年後の利用の地域計画を策定するというので、農林水産課と農業委員会事務局が連携しながら策定することになっておりますので、かなりの東播磨道の敷地が農振農用地面積に入っておりますので、これらの計画を策定する際に除外して、新たな地域計画を策定するというので、8月にも申し上げたところですが、隣の加東農林振興事務所管内の小野市においては、事業着手前、用地買収の折に農用地から除外されたと聞き及ぶわけですので、加古川市から加古川土木の方へそういう要請をしていただいていたかどうかという話をさせていただいたわけですが、その後アクションを起こされたか、もしくはそういうことがあるとき、5年ごとの総合見直しのある来年度にされようとしているのかも含めて、参考のために教えていただきたいと思います。

議長 農林水産課、いかがですか。

農林水産課 農林水産省の安富と申します。前回の農業地域振興協議会の関係でもご指摘いただいた中で、来年度の総合管理、このたびの除外とは違い、基礎調査を行った結果、5年に1度大きく計画自体を見直していく手続きを予定しております。来年度の総合管理の中で、先ほどおっしゃられていた東播磨道を含め、公共的な事業の中で用地の買収であったり、用地を確定するのを待って除外を行うような事業がいくつかあると思われまますので、今そのあたりの整理をさせていただいているところです。藤本委員がおっしゃられたとおり、来年度総合管理の中で行うのか、一般管理として行うのかを含めて整理をされている最中でして、来年度適正になるように計画に反映していく予定となっております。

藤本委員 何とぞよろしく申し上げます。

議長 他にご意見等はございませんか。

意見なし

議長 他にご意見はないようですので、議案第12号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第12号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時18分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和5年1月24日

署名委員（9番）

署名委員（10番）